

【本人提出書類】

1 申請時点

【移住等に関する要件】必要書類		
交通費	移転費	【共通】
☐	☐	様式第13 豊橋市地方就職支援金交付申請書
☐	☐	様式第13別紙1 豊橋市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項
☐	☐	様式第13別紙2 豊橋市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い
☐	☐	・振込先の預金通帳の写し
☐	☐	・写真付き本人確認書類の写し(例:運転免許証、個人番号カード、パスポートなど)
☐	☐	・東京圏内に居住している(いた)ことがわかる書類(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出)、卒業年度の複数月の公共料金領収書 等)
☐		【在学中に交通費を申請する場合】 在学証明書(卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。) ※移転費は在学中に申請できません。
☐	☐	【大学等を卒業・修了後に申請する場合】 卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)

【就業(就業先)に関する要件】必要書類		
交通費	移転費	【個別】
☐	☐	様式第14 就業・内定証明書 ※就業先が作成したもの
☐		支援金の対象となる就業・内定先企業の選考内容(開催日時、場所)等が記載された案内(文書、メール 等)
☐		就業・内定先企業の選考に係る交通費の領収書※(移動した日付、区間、金額がわかるもの)等 ※対象となる就職活動(採用面接又は試験等)の前後1日の日付の領収書が対象となります。 (この期間外の領収書については、その理由をお尋ねすることがあります。) ※交通系ICカードの利用や新幹線ネット予約等により、領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等を領収書の代わりとすることができます。
	☐	引越業者の発行する移転に要した費用の領収書等

2 交付決定後

交通費	移転費	【共通】
☐	☐	様式第16 豊橋市地方就職支援金請求書
☐	☐	・債権者登録申請書

3 支給後の確認

豊橋市への転入日、就業開始日又は支援金の申請日※のいずれか遅い日から起算して

1年、2年、3年、4年、5年まで(年1回)

※住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は支援金の申請日のいずれか遅い日

交通費	移転費	【共通】
☐	☐	様式第18-1 豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
☐	☐	・住民票(本市発行)の写し(申請前1か月以内に発行されたもの)
☐	☐	・労働条件通知書の写し
☐	☐	・雇用保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)の写し

4 地方就職支援金申請時点から住居変更や離職、勤務地変更があった場合

交通費	移転費	【共通】
☐	☐	様式第18-1 豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】
☐	☐	・住民票(本市発行)の写し(申請前1か月以内に発行されたもの)
☐	☐	・雇用保険離職票又は受給資格喪失届(離職)、辞令(転勤)、その他届出内容が確認できる書類 ※ 勤務先を離職したり、勤務地が変更になった場合

※一定期間内に転出や離職などがあった場合、移住支援金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【就業先法人提出書類】

・受給者の就業開始日から起算して1年を経過した時点

・就業・内定証明書の記載内容の変更が生じたとき又は変更となることが分かったとき

交通費	移転費	【共通】
☐	☐	様式第18-2 豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】
☐	☐	・雇用保険離職票又は受給資格喪失届(離職)、辞令(転勤)、その他届出内容が確認できる書類 ※ 勤務先を離職したり、勤務地が変更になった場合